

広域最終処分場候補地検討委員会候補地5カ所を公表

県が市内に計画している広域最終処分場の候補地選定について、3月11日及び24日に検討委員会が開かれ、3次選定調査対象地11カ所の中から5カ所が選定されました。

候補地は柿崎区の竹鼻・下中山付近の3カ所と同区の下小野付近の1カ所、合併前上越市の茶屋ヶ原付近の1カ所です。県では、候補地周辺の町内会を始め、地域協議会などに順次説明を行っています。

この広域最終処分場には、県内の産業廃棄物のほか、上越市などの一般廃棄物、県内市町村の災害廃棄物も受け入れ、埋立期間はおおむね15年、埋立容量は90万m³程度です。

今後は、地元や関係者の理解を得た上で、最終候補地を決定し、用地交渉や環境影響評価などを行い、令和13年度の供用を目指します。

これまでの経過や検討委員会の内容などは、県または市のホームページをご覧ください。

☎ 問合せ…生活環境課(☎025-526-5111内線617-8102)

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(月)です

金融機関やコンビニエンスストアなどのほか、上越地域振興局県税部の窓口で納付できます。また、スマートフォン決済アプリ

「PayPay」「LINE Pay」による納付や、インターネットを利用してクレジットカードでも納付できます。

納期内の納付にご協力をお願いします。

☎ 上越地域振興局県税部収税課(☎025-526-9311)

水の事故に注意

これからの時期は、海や川、湖などへ出掛ける人が多くなり、水による事故が心配されます。水の事故に十分注意しましょう。

●水の事故を防ぐポイント

- ・子どもから目を離さない
 - ・海・川・湖などで遊ぶときは、ライフジャケットを着用する
 - ・立入禁止区域に入らない
 - ・危険な場所には近づかない
 - ・気象情報に注意する
- ☎ 危機管理課(☎025-526-5111、内線1734)

指定緊急避難場所兼指定避難所の一部を変更しました

指定緊急避難場所兼指定避難所の一部を、次のとおり廃止、変更しました。

- JAえちご上越有田支店(廃止) Ⅱ春日新田小学校などへ

変更

○鶴の浜人魚館(廃止) Ⅱ上越体操場ジムリーナ(新規指定) などへ変更

☎ 危機管理課(☎025-526-5111、内線1732)

光化学スモッグに注意

大気汚染物質が強い紫外線を受けると化学反応を起こし光化学オキシダントという物質に変質します。気象条件によっては白くもやがかかったような状態になり、これを光化学スモッグといいます。

光化学オキシダントは春から夏にかけて高濃度になることが多く、健康に影響が出る恐れがある場合、県から注意報が発令され、その際は防災行政無線、安全メール、市ホームページなどでお知らせします。

注意報が発令されても直ちに健康被害が発生するものではありませんが、屋外での運動を控え、目や喉に痛みなどの症状が現れた場合は、水道水で洗眼やうがいをし、室内で安静にしてください。

☎ 環境保全課(☎025-526-3496)

クマの出没に注意しましょう

これからの時期、山歩きや耕作中にクマの目撃が多発します。クマを目撃した場合は、環境保全課、各総合事務所、警察署のいずれかに連絡してください。昨年は市内でもクマによる人身被害が発生していますので、被害に遭わないよう、次のことに十分注意しましょう。

●クマに出会わないために

- ラジオや鈴を鳴らすなど、自分の存在をクマに知らせる
- 自然は野生動物のすみかとして認識し、山歩きなどの際は、周囲に気を配る

●クマに出会ったら

- クマを刺激(大声を出す、物を投げるなど)しない
- 目をそらさず、後ずさりで離れる(絶対に走らない)

●春から夏の注意点

子グマを見ても絶対に近寄らない。母グマが子グマを守るために人に向かってくる可能性があります。

☎ 環境保全課(☎025-526-3496)



時…日時、期間 所…場所 対…対象(表記無し:どなたでも) 定…定員 費…費用(表記無し:無料)
講…講師 申…申込(表記無し:不要) 問…問合せ 他…その他

山火事・たき火火災防止運動 「あなたです 森を火事から 守るのは」

実施期間 5月31日(金)まで
たき火、たばこの不始末が大きな火災につながります

上越地域消防局では、春先から初夏にかけて地域の安全と森林の保全を目的に「山火事・たき火火災防止運動」を実施しています。
この季節は空気が乾燥し、風が吹くと、小さな火種でもあっという間に延焼拡大してしまいます。
また、たき火は、煙害の原因となるほか、近所迷惑にもなります。たき火、たばこの投げ捨てはやめましょう。
※実施期間は、各消防署により変更となる場合があります。

☞ 問合せ…上越地域消防局予防課(☎025-545-0230)、危機管理課(☎025-526-5111、内線1483)

野外焼却(野焼き)は禁止されています

廃棄物の野外焼却(野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、原則禁止とされています。環境被害をもたらすとされるダイオキシン類の発生につながるだけでなく、火災の発生や煙害により地域の皆さんに迷惑が掛かるので、絶対によめましょう。

違反した場合は、罰則(5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金またはこの併科)が科されることがあります。

例外として認められている野外焼却は次のとおりです。

- ・国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却
- ・災害予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却(どんど焼きなど)
- ・農林漁業のためのやむを得ない焼却(害虫駆除など)
- ・日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(たき火、キャンプファイヤーなど)

☞ 問合せ…生活環境課(☎025-526-5111、内線1020-1367)

5月は消費者月間です

●「消費」で築く新しい日常」
消費生活センターでは、市民の皆さんの商品の購入・サービスの利用に伴うトラブルや悪質商法、多重債務問題などの相談をお受けしています。相談者が

自力で解決できるよう専門の相談員がアドバイスや情報提供を行います。一人で悩まず、まずは相談してください。
☎相談時間 月々金曜日の午前8時30分～午後5時15分 問相談・問合せ:消費生活センター(☎025・525・1905)

空き地を適切に管理しましょう

空き地は適切な管理をしないと雑草が生い茂り、害虫の発生やごみの不法投棄を招くなど、生活環境の悪化をもたらすとともに、近隣住民に不快感を与えます。

所有者は、定期的な草刈りや清掃などを行い、適切な管理をお願いします。

●刈り取った草は可燃ごみへ
刈り取った草は、燃やせるごみ指定袋に入れて集積所に出すか、クリーンセンターへ直接搬入し、処分してください。

●除草剤を使用する際は周囲に配慮を
除草剤は、容器に記載された使用方法を守って散布してください。また、風向きや周囲の状況に配慮し、作業をしてください。

☎生活環境課(☎025・526・5111、内線1020・1367)

戦没者などのご遺族への 第十一回特別弔慰金の支給

特別弔慰金の請求を令和5年3月31日(金)まで受け付けています。福祉課または各総合事務所

で手続きをしてください。

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合、額面25万円(年5万円×5年間)の記名国債が支給されます。

☎次の順番による先順位のご遺族一人

- 1 戦没者などの子
 - 2 戦没者などの死亡当時、戦没者などと生計関係があり、氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 - 3 2以外の①父母②孫③祖父④兄弟姉妹
 - 4 1～3以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった三親等内の親族
- ☎福祉課(☎025・526・5111、内線1146)

リージョンプラザ上越アイスアリーナ 一般利用休止

5月29日(土)、30日(日)は大会のため、アイスアリーナの一般利用を終日休止します。
☎リージョンプラザ上越(☎025・544・2122)



お知らせ

もよおし・講座

募集

無料相談